

昭和57年12月2日

情 勢 報 告

(社)国民健康保険中央会

理事長 首尾木 一

国保はいま極めて重要な情勢の中におかれております。

情勢の一は、老人保健法の成立によって象徴される医療保障制度改革の働きについてであります。同法の成立は、われわれにとって長期にわたる運動の結実であり、喜びに堪えないところでありますが、それは同時に、これまで永く不毛の議論に終始してきた観のある医療保険の抜本改革が、ようやく時代の要請によって大きくその一步を踏み出したとみることのできるものであります。

あらためて申し上げるまでもなく、この法律は、疾病に対する事後的な対策に偏してきたとされるこれまでの医療保障対策から予防、治療、リハビリにわたる一貫した対策を重視する方向に踏み出そうとする点において、また、分立する医療保険諸制度間の負担の不均衡を各制度による医療費財源の共同負担の形において総合的に調整する点等において画期的なものであり、一部負担導入の問題等を含めて難航の末とはいいいながら兎も角も成立を見るに至ったことに、われわれは、時代の推移と動き出した制度改革への大きな流れを感じざるを得ないのであります。

同法成立の際の議論が契機となって退職者医療問題が、あらためて浮上し、厚生大臣から社会保険審議会への諮問が出されていること、医療保険全体の体系の中における国保のあり方を検討するため、厚生省に国保問題懇談会が設置され、差し当たって国保保険者の共同事業についての検討が進められていること等もまた、このような制度改革への流れを示すものにほかならないと考えます。

このような大きな動向の中であって、われわれは、今後、老人保健法の実施に当たり、等しく市町村を実施の基盤とする国保制度と老人保健制度の一体的運営を進めることによって、地域医療の飛躍的充実を志向すべきであり、また、制度改革への動向の中で国保制度の体質の強化、地域保険としての国保制度の強化を一層強く推進していくべきものと考えるのであります。

情勢の第二は、行政、財政再建に関連する一連の動きの中で、医療保険の問題が極めて

大きな議論の対象となっている情勢についてであります。今次の行財政改革の議論は、当面「増税なき財政再建」を目指して高度成長時に肥大化した行財政の徹底的な見直しを求めるものであり、これまた時代の大きな流れを示すものでありますが、その中で重要な検討対象の一つとされる医療保険に関しては、まず医療費総額の抑制をはかるべくその適正化が最も強い要請となっていることは、周知の通りであります。

われわれとしても、医療費適正化について、いわゆる不正不当な医療費の請求等が徹底的に排除されるべきことはいうに及ばず、医療の需給両面にわたり制度面に関する改革を含めて、広汎な角度から対策を進めることは、それ自体、医療保険の欠陥是正をはかる基本的な課題であろうと考えます。その意味において、先般厚生省が、医療費適正化総合対策推進本部を設置して強力にこの問題にとり組む姿勢をあらためてうち出したことに、注目すべき情勢の進展をみるものであります。

しかしながら一方、今日の財政再建議論の中においては国保助成費が二兆円を超える大型補助金であることから、きびしい国の財政難のあまり、国保財政の窮状を無視してまでもその削減を図りたいとする動きが、折にふれて登場する情勢のあることもまた事実であります。

われわれは、行政改革の重要性、財政再建の緊要性を時代の要請として十分に理解するものでありますが、国保の運営難の現状を無視して、国保助成費の削減を単に保険税負担等に転嫁するに過ぎないような措置をとることは、分立する医療保険諸制度間の負担の均衡化を目指す方向に逆行するものであり、当面「増税なき財政再建」の趣旨にももとると言わざるを得ません

われわれは、時代の要請である財政再建、行政改革への本格的な国保としての対応は、ここでもまた医療保険制度の抜本改革の方向に沿う国保の体質強化以外にないことをあらためて強調すべきときと考えるものであります。

時代の大きな流れともいふべきこれらの情勢の中で、今年も 58 年度政府予備の編成が目前に迫りました。

厚生省による明年度国保助成費の概算要求の内容は、本年度同様、医療費総額の抑制のほか老人保健法の満年度実施、高額療養費自己負担限度額の五万一千円への引上げ実施等による助成費の減少を見込み、財政再建化に設けられたゼロシーリングの要求枠にきびしく抑えられたものとなっております。要求総額は二兆三千三百八十五億円で、本年度当初予算額二兆二千三十八億円に比べ千三百四十七億円の増となっておりますが、これは五十七年度予算が国の財源不足から医療費関係負担金につき特例的に十一月予算を組んだことによるものであり、実質的な増加は極めて少なく、医療費の増高要因等を考慮に入れるならば、極度に抑制された要求といわなければなりません。

われわれはかねてから、高額療養費に対する二分の一国庫負担制度の確立、臨時財政調整交付金の増額確保、事務費国庫負担金の実質十割確保を中核とする国保助成費の増額を強く要求してきたところでありますが、これらの要請は、国保事業の健全な運営に責任を

持つ保険者にとって、現状においては不可欠のものであることをあらためて強調せざるを得ないものでありますが、右の概算要求は、その要請をみたすものではなく、窮迫する国保財政の現状を維持し得る水準にとどまるものといわざるを得ないのであります。

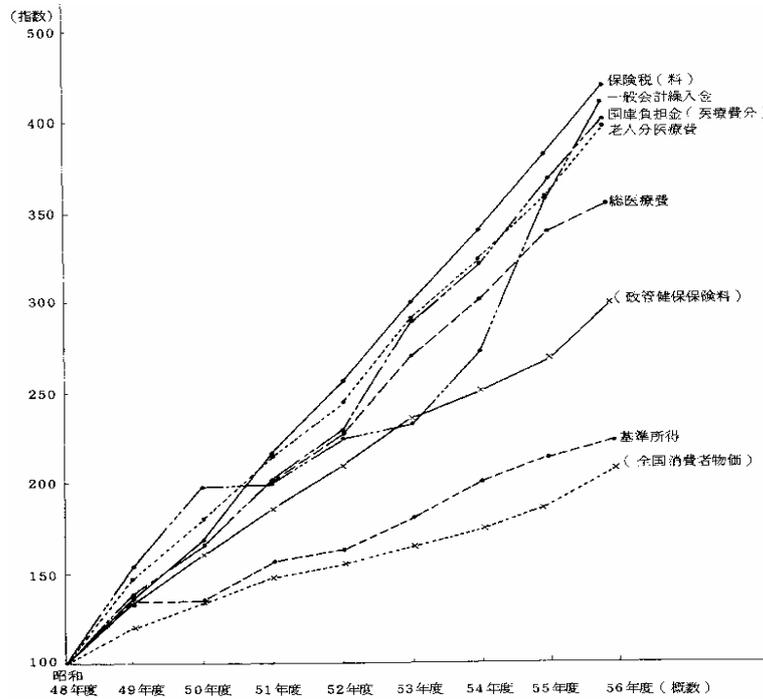
しかるにこの概算要求をめぐってすら、なおその削減を要求する財政当局の意向が伝えられ、明年度国保予算は、これをめぐっての難航がおそれられる情勢にあります。

われわれとしては、政府の厳しい財政事情は理解しつつも、この予算編成を通じて最低厚生省要求の水準が確保され、懸案の制度改革に前進する方向が打ち出されることを、この大会を通じて強く要請すべきものとする考えであります。

以上、当面する情勢の概要を申し上げます。重ねて情勢の重大且つ厳しいことを訴え全国国保関係者の強い結束の下に、全力をふるって事態の打開に臨む要のあることを訴えまして、この段階における報告とする次第であります。

(国保制度改善強化全国大会 参考資料)

2. 被保険者1人当たり保険税等の推移(市町村分)昭和48年度を100とした場合



指数の年度別推移

区分		年度	49	50	51	52	53	54	55	56(概数)
国保	保険料(税)		135.6	168.6	217.1	256.1	300.7	339.1	382.5	436.7
	総医療費		138.3	167.2	200.7	227.7	270.2	303.4	339.6	351.3
	老人分医療費		146.5	179.6	214.6	244.8	290.7	323.0	359.1	391.1
市町村分	国庫負担金(医療費分)		136.3	165.3	201.8	227.7	289.1	323.8	367.8	396.5
	一般会計繰入金		152.7	197.7	198.9	224.5	231.6	273.0	357.9	426.7
	基準所得		135.1	135.3	154.9	162.9	180.7	200.2	214.0	225.5
政管健保保険料			133.5	160.4	184.5	208.3	235.6	250.3	268.4	300.2
全国消費者物価			121.8	134.5	147.1	157.0	162.3	170.0	183.4	190.8

(注) 1. 昭和55年度の一般会計繰入金の指数が急増しているのは、東京都における特別区に対する財政調整方式の変更によるものである。

2. 医療費関係は国民健康保険事業年報による。
3. 政管健保保険料は社会保険庁調べによる。
4. 全国消費者物価は経済企画庁調べによる

3. 老人分と老人以外の国保被保険者分の医療状況

(市町村分)

種 別		昭和 55 年度				昭和 56 年 (概数)			
		老人分	老人以外の国保被保険者分	計	比率	老人分	老人以外の国保被保険者分	計	比率
					老人分 / 老人以外の国保被保険者				老人分 / 老人以外の国保被保険者
入院	件数 (千件)	2,767	5,356	8,123	0.52	3,096	5,595	8,691	0.55
	費用額 (百万円)	690,414	1,112,547	1,802,961	0.62	815,791	1,224,968	2,040,759	0.67
	受診率 (%)	73.602	14.176	19.553	5.19	78.27	15.00	21.01	5.22
	1 件当たり費用額 (円)	249,717	207,709	221,954	1.20	263,474	218,944	234,808	1.20
	1 人当たり費用額 (円)	183,458	29,444	43,400	6.21	206,215	32,749	49,341	6.30
入院外	件数 (千件)	42,154	166,565	208,719	0.25	45,130	168,830	213,960	0.27
	費用額 (百万円)	573,315	1,370,207	1,943,552	0.42	626,766	1,424,236	2,051,002	0.44
	受診率 (%)	1,121.350	440.833	502.413	2.54	1,140.79	451.40	517.30	2.53
	1 件当たり費用額 (円)	13,607	8,226	9,312	1.65	13,888	8,436	9,586	1.65
	1 人当たり費用額 (円)	152,417	36,264	46,783	4.20	158,434	38,076	49,588	4.16
歯科	件数 (千件)	2,561	34,262	36,823	0.07	2,926	38,037	40,963	0.08
	費用額 (百万円)	28,510	337,494	366,004	0.08	36,653	369,837	406,490	0.10
	受診率 (%)	67.968	90.678	88.637	0.75	73.96	93.90	91.96	0.79
	1 件当たり費用額 (円)	11,126	9,850	9,940	1.13	12,527	10,533	10,687	1.19
	1 人当たり費用額 (円)	7,562	8,932	8,810	0.85	9,265	9,887	9,828	0.94
計	件数 (千件)	47,482	206,183	253,665	0.23	51,152	209,536	260,688	0.24
	費用額 (百万円)	1,292,239	2,820,248	4,112,487	0.46	1,479,210	3,019,042	4,498,252	0.49
	受診率 (%)	1,261.538	545.687	610,603	2.31	1,293.02	560.20	630.28	2.31
	1 件当たり費用額 (円)	27,224	13,678	16,212	1.99	28,918	14,408	17,255	2.01
	1 人当たり費用額 (円)	343,751	74,641	98,994	4.61	373,914	80,713	108,757	4.63
被保険者数 (千人)		3,759	37,784	41,543	0.10	3,956	37,348	41,304	0.11

(注) 1. 「老人分」は、老人医療費支給対象者に係るものである。

2. 「老人以外の国保被保険者分」は、被保険者総数から老人医療費支給対象者を除いたものに係るものである。